

## 証人等の実費弁償に関する条例

平成 19 年 2 月 1 日  
条 例 第 1 5 号

改正 平成 25 年 2 月 21 日 条例第 2 号

(趣旨及び適用範囲)

第 1 条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）の実費弁償について定めるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条の 3 第 3 項の規定により出頭した関係人
- (2) 地方自治法第 1 0 0 条第 1 項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (3) 地方自治法第 1 1 5 条の 2 第 1 項（地方自治法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者
- (4) 地方自治法第 1 1 5 条の 2 第 2 項（地方自治法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人
- (5) 地方自治法第 1 9 9 条第 8 項の規定により出頭した関係人
- (6) 公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (7) 広域連合の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した者（広域連合職員を含む。）

(実費弁償)

第 2 条 証人等には、その要した実費弁償として旅費を支給する。

(旅費の種類及び額)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表に定める額とする。

(旅費の支給方法)

第 4 条 旅費の支給方法については、栃木県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 1 9 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 1 6 号）の規定を準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する施行の日から施行する。ただし、事項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の公布の日からこの条例公布の日までの間における改正前の証人等の実費弁償に関する条例第1条第3号及び第4号の規定の適用については、同条第3号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び110条第4項」とあるのは「第109条第5項（第109条の2第5項又は110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項」とし、同条第4号中「第109条第5項、第109条の2第4項又は第110条第4項とあるのは「第109条第6項（第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項」とする。

別表（第3条関係）

鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
栃木県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の規定を適用し、計算して得られる額			2,300円	11,400円	2,300円